(8) Contact point for the notice : Norikazu Fujimoto, Procurement section, Accounting Division, National Hospital Organization Osaka Minami Medical Center, 2―1, Kidohigashi-machi, Kawachinagano-shi, Osaka-fu, 586―8521, Japan. TEL 0721―53―5761 ext. 2998

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年1月21日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
岩国医療センター院長　竹内　仁司
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　35
○第11601号（№11601）
1　調達内容
(1) 品目分類番号　26
(2) 購入等件名及び数量
一般消耗品調達　一式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 履行期間　平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。
(5) 履行場所　独立行政法人国立病院機構岩国医療センター
(6) 入札方法　入札金額については、(4)に定める履行期間に行う(2)購入等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、平成26年3月28日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
(4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒740―8510 山口県岩国市愛宕町1―1―1　独立行政法人国立病院機構岩国医療センター企画課長　渡邉　和幸　電話0827―34―1000
(2) 入札説明書の交付方法　(1)の交付場所にて交付する。
(3) 入札書の受領期限　平成27年3月13日17時00分
(4) 開札の日時及び場所　平成27年3月16日10時00分　4階会議室
4　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除
(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(2)に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
(5) 契約書作成の要否　要
(6) 落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
(7) 詳細は入札説明書による。
5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hitoshi Takeuchi, Director, National Hospital Organization Iwakuni Clinical Center
(2) Classification of the services to be procured : 26
(3) Nature and quantity of the services to be required : Supply of consumables 1 set
(4) Fulfillment period : From April 1, 2015 through March 31, 2016
(5) Fulfillment place : National Hospital Organization Iwakuni Clinical Center
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
② not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③ have Grade A, B, C or D in "Service Offer" for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Chugoku Region ;
④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
(7) Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. March 13, 2015
(8) Contact point for the notice : Kazuyuki Watanabe, Director, Accounting Division, National Hospital Organization, Iwakuni Clinical Center 1―1―1 Atago-cho Iwakuni-shi Yamaguchi-ken 740―8510, Japan. TEL 0827―34―1000

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年1月21日
独立行政法人国立長寿医療研究センター
総長　鳥羽　研二
◎調達機関番号　616　◎所在地番号　23
○第8号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　14
(2) 購入等件名及び数量　複合機賃貸借、保守及び消耗品等の供給　1式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 履行期間　平成27年4月1日から平成29年6月30日まで。
(5) 履行場所　国立長寿医療研究センター
(6) 入札方法　入札金額については、(4)に定める履行期間に行う(2)の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 独立行政法人国立長寿医療研究センター契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第6条の規程に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 契約細則第7条の規程に該当しない者であること。